

「うちは揉める心配がないから大丈夫」という方がいらっしゃいますが、そのようなご家庭でも遺言書の作成をおススメします。

理由①：家族の中に認知症の方がいると相続手続きが進められないから。

相続の際、相続人の誰がどの遺産をもらうのか話し合いをして決めます。「遺産分割協議書」に相続人の全員がハンコを押すのですが、相続人の中に認知症の方がいると、法律上、遺産分割協議が成立しません。相続手続きを進めるために後見人を付ける必要があります。今日では家族が後見人になることが難しく、家庭裁判所が弁護士や司法書士などの専門家を後見人に指名するケースが多いです。そのような専門家が後見人になると報酬を支払い続けることになります。一度後見人が付くと亡くなるまでやめることができないので、そのような状態が数年続けば結構な費用負担となってしまいます。後見人は手続きが面倒だけでなく、お金もかかるのです。

このような場合に備え遺言書を作成しておけば、遺言書に従って遺産の手続きをすれば良いので遺産分割協議をする必要がなくなり、後見人も不要になります。いまや高齢者の4人に1人が認知症と言われています。これからは遺産争いの可能性がないご家庭でも遺言書の作成が必須の時代なのです。

理由②：家族が相続手続きをしなくても良い。

相続するお子さんたちが仕事をしていたり遠方に住んでいたりすると、預貯金の解約や不動産の名義変更などの相続手続きを行うのも大変です。遺言書で遺産の手続きをする「遺言執行者」を専門家をお願いしておけば、お子さんたちに代わって遺産の手続きをしてくれます。不動産を売却してその代金を相続するという方法を取ることもできます。

無料公開セミナー開催

幸せを遺す 円満相続セミナー 老後の自宅売却・財産管理と新しい相続 「家族信託」

老後に自宅などの不動産を売却して、老人ホームの入所資金にしようとお考えの方も多いのでは？ しかし、そのときに認知症になっていると財産は凍結されてしまい、預金を解約することができなくなり、不動産も売却することができません。そうすると困るのは周りのご家族です。いざというときに備え、早めに準備しておくことが大切です。

本セミナーでは、財産管理の方法として後見制度や家族信託の活用法について解説します。

12月9日（土）藤沢商工会議所ミナパーク 505号室

●時間：9：45～11：45

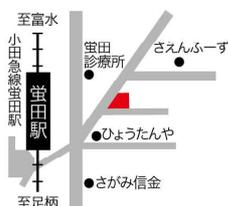
●お申し込み 行政書士長尾影正事務所 TEL0465-39-1900

参加費は無料です。ご家族一緒にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
昭和49年7月生まれ 小田原市在住
行政書士
家族信託専門士
宅地建物取引士
NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
一般社団法人 家族信託普及協会 会員

不動産・相続
の専門家



行政書士長尾影正事務所
小田原市蓮正寺370番地の68
TEL: 0465-39-1900
mail: nagao@yuigon-souzoku.info
http://www.yuigon-souzoku.info